

質問に対する回答書②

首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア拡張工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P4～P6 5-1 埋蔵文化財 特記仕様書 P10～P11 9.関連工事に関する事項	埋蔵文化財の範囲及び発掘調査完了時期が明記されています。また、関連工事に関する事項に、土取場の共同使用の予定工期が明記されており、当工事着手前及び発掘調査完了時期以前に完了予定(工期延期予定)とされています。記載通りで宜しいのでしょうか。予定が変更される場合、実際の土取場の共同使用時期をご教示下さい。	特記仕様書「9.関連工事に関する事項」の主な関連事項の項目に「土取場の共同使用」と記載している工事の予定工期については全体工期を記載しており、実際の土取場の共同使用時期としては、本工事で使用する盛土材等の搬入期間を想定しております。また、記載内容については現時点での予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとお考えください。
2	特記仕様書 P10～P11 9.関連工事に関する事項	関連工事に関する事項に、土取場の共同使用の予定工期が明記されており、当工事着手前及び発掘調査完了時期以前から着手されています。土取場への搬入路、工事用道路は当工事着手前に確保されているのでしょうか。ご教示下さい。	特記仕様書「9.関連工事に関する事項」の主な関連事項の項目に「土取場の共同使用」と記載している工事の予定工期については全体工期を記載しており、土取場への搬入路、工事用道路については、特記仕様書「13-1 工事用道路の指定」に記載の本工事で施工する工事用車両進入路および既存の市道等を使用するものとお考えください。
3	設計図 2/5 位置図(2)	土取場④付近に現存する、資材置き場の建屋、建設機械等は着手前には撤去されているのでしょうか。ご教示下さい。	土取場④付近に現存する、資材置き場の建屋、建設機械等は本工事で施工時には撤去され、撤去後は特記仕様書「5-1 埋蔵文化財」の番号29、30、31に記載のとおり、試掘・本掘調査を行うものとお考えください。
4	設計図 パーキングエリア拡張部 46/64	補強土壁工 基礎排水工および裏込め材に使用する材料は、補強土壁工材料表の規格欄に記載の通り砕石C-40を使用すると考えてよいのでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりです。
5	設計図 付替市道 46/62	重力式擁壁の積算費用は、どの項目で計上されているのでしょうか。ご教示下さい。	付替市道 46/62 に記載の重力式擁壁 数量表のとおり、各項目および割掛にて計上しております。
6	特記仕様書 P9 8.作業日及び作業期間に関する事項	当工事に関連する工事車両は大型車で無ければ、狭山パーキングエリアに新設する工事用進入路以外の市道から入退場は可能でしょうか。時間帯は9時～17時とします。ご教示下さい。	市道F第1120号線、市道F第1124号線、市道F第1113号線の大型貨物自動車等通行止めの規制に該当する大型車を除いて、狭山パーキングエリアに新設する工事用進入路以外の市道からの入退場は可能とお考えください。
7	特記仕様書 P49 26-6.有料道路料金費に関する事項	当工事に関連する大型車両は、全て狭山パーキングエリアに新設する工事用車両進入路から入退場するのでしょうか。その場合、全ての大型車両が有料道路料金費の対象となるのでしょうか。ご教示下さい。	市道F第1120号線、市道F第1124号線、市道F第1113号線は大型貨物自動車等通行止めの規制がかかっているため、大型車両については狭山パーキングエリアに新設する工事用車両進入路からの入退場となります。また、有料道路料金費の対象については、割掛対象表参考内訳書に記載のとおりとお考えください。